

授業料について

国の法改正に伴い授業料の制度が変更され、平成 26 年 4 月の新入生から授業料をご負担いただくことになりました。

ただし、就学支援金の支給対象となった場合などは、授業料の負担をなくすことができます。

なお、いずれの制度も複雑なため、このページでは概要のみを掲載しています。各制度の詳細、ご不明な点、相談したい点等がありましたら、本校の事務室へお問合せください。

就学支援金

保護者（親権者）の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が 50 万 7,000 円未満の世帯については「就学支援金」の申請等の手続きを行うことで、授業料をご負担いただく必要がなくなります。申請書のほか、課税証明書（都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が記載されたもの）等を本校の事務室にご提出ください。

なお、手続きが遅れたり、行わなかった場合は、授業料をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

※ 保護者（親権者）の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が 50 万 7,000 円以上の方は、授業料をご負担いただきますが、会社都合の失職や倒産により家計が急変された方には免除制度があります。

※ 高等学校又は中等教育学校等を卒業した方、再入学の方で高等学校等の在学期間が 36 月（定時制・通信制は 48 月）を超えている方、専攻科の方については、授業料をご負担いただきますが、非課税世帯（都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額が 0 円）等の方には免除制度があります。

学び直し支援金

高等学校等を中途退学した方が、再び高等学校等で学び直す場合に、「就学支援金」の支給期間終了後も保護者（親権者）の「都道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が50万7,000円未満の世帯については、卒業するまでの間の最長2年間「学び直し支援金」が支給されます。

「学び直し支援金」は、「就学支援金」と同様、授業料と学び直し支援金を相殺することで、授業料のご負担をなくします。

免除制度

神奈川県立の高校では、生活保護を受給されている方や経済的な理由により負担が困難な方等の入学検定料、入学料、授業料について、全額又は半額を免除する制度があります。

なお、授業料の免除については、就学支援金の受給者は除きます。

免除となる方の対象者、減免額等の詳細につきましては、本校の事務室までご相談ください。

問合せ先

〒252-0803 神奈川県藤沢市今田 744 番地
神奈川県立藤沢工科高等学校 事務室 授業料担当
電 話 0466-43-3402